

1. 基本構成

1. 移動棚 一式

2. 基本仕様

(性能・機能に関する要件)

- | | |
|---------|--|
| 1. | 移動棚 一式は、以下の要件を満たすこと。 |
| 1-1. | 構成は、以下の要件を満たすこと。 |
| 1-1-1. | ハンドル式駆動装置を有する可動棚及び走行レールによって構成されていること。 |
| 1-2. | 棚部は、以下の要件を満たすこと。 |
| 1-2-1. | 支柱・棚板・天板・棚受・前面パネル・後面パネル・背受・LED照明装置・台枠及び各種連結部品により構成された複柱式移動棚であること。 |
| 1-2-2. | 可動棚は、複式5連有効5段を5台、可動単式5連有効5段を1台有すること。 |
| 1-2-3. | 固定棚は、単式5連有効5段を1台有すること。 |
| 1-2-4. | 可動棚・固定棚の外形寸法は、幅4,600～4,750mm×奥行380～710mm×高さ2,000～2,250mmの範囲であること。高さは床面から移動棚上部の一番高い突起物までとし、天井から450mm以上のクリアランスを確保すること。 |
| 1-2-5. | 棚板の片側許容奥行寸法は、330～455mmの範囲であること。 |
| 1-2-6. | 棚板1段当たりの有効高さは、300mm以上であること。 |
| 1-2-7. | 各棚板は、可動式(棚受式)で互換性があり上下移動可能であること。棚段変更ピッチは、25mm以下であること。 |
| 1-2-8. | 棚構造は、長期間使用しても歪み・がたつきが生じないよう、支柱(複式棚は3本柱)を台枠に落とし込んだ一体構造とし、天板と支柱はプレートとボルトにて強固に固定すること。 |
| 1-2-9. | 支柱形状は、棚荷重に耐えるものとし、外寸法は30mm以上×30mm以上、厚み1.6mm以上のコ型支柱であること。 |
| 1-2-10. | 収容物の大きさにより、棚奥行き方向に通し利用できるように、背ブレースは付けないこと。また、背ブレースがなくてもねじれ・歪みが生じないよう、天板にプレートを備えるなどして、強度を高めること。 |
| 1-2-11. | 背受は、各段の中央部に1本取り付けられており、両面分を共用するものであること。 |

1-2-12. 移動棚間の通路の寸法は、850mm以上であること。

1-3. 駆動部は、以下の要件を満たすこと。

1-3-1. 積載荷重のアンバランスがあっても、滑らかに平行移動するよう、全車輪が通し軸にて連結されるなど同時駆動可能な構造であること。

1-3-2. 台車部は、地震時において移動棚の暴走を生じさせないよう、中央へ集束する駆動方式であること。

1-3-3. 転倒防止用の転倒防止金具を有すること。

1-4. 操作部は、以下の要件を満たすこと。

1-4-1. ハンドルは、円形ハンドル等、どこからでも掴み簡単に操作可能な形状であること。

1-4-2. ハンドルは、操作に応じてスムーズに棚の始動・停止が可能なものであること。

1-4-3. ハンドルの取手は、折り畳み式であること。

1-5. 車輪及び走行レールは、以下の要件を満たすこと。

1-5-1. 車輪は、脱輪防止のため、両フランジ付車輪であること。

1-5-2. 走行レールは、据置型とし長期間の使用に耐えるため、車輪走行面については、ステンレスレール(SUS304)であること。

1-5-3. 設置場所は、OAフロア(一部スラブ部)の為、OAフロアの加工およびレール直下へ補強を行い設置すること。

1-5-4. レールへのつまずき防止として、各レール両サイドには、鋼板製のスロープを有すること。

1-6. 照明装置は、以下の要件を満たすこと。

1-6-1. 移動棚には各通路に2灯のLED照明装置を有すること。

1-6-2. 電源は、一時側電源からケーブルアームを介し電気を供給すること。

1-6-3. 各通路のLED照明装置は、移動棚間の希望通路幅を開き、タンブラスイッチにより点灯すること。

1-7. 安全対策は、以下の要件を満たすこと。

- 1-7-1. 棚本体は、台枠、支柱、天板をボルト結合して、堅牢な耐震構造を有すること。
- 1-7-2. 可動棚の台枠には、下部転倒防止金具を有すること。
- 1-7-3. 棚の移動中でも片手で容易に緊急停止が可能なよう、可動棚には前面パネルのセンターにロック装置を有すること。ロック状態は、色等により一目で識別可能であること。
- 1-7-4. 震度5弱程度の地震が発生した場合、ハンドルのロック装置が自動的に解除され、車輪の拘束が解除され、レールのエンドストッパーに接近しないよう内側へ逃げる機能を有すること。

(性能、機能以外の要件)

- 2. 搬入・設置条件及び調整等に関しては、以下の要件を満たすこと。
- 2-1 機器搬入及び据え付けにあたっては、スケジュール表を事前に提出し、当院担当者に承認を得るものとする。又、別途指示があった場合はその指示に従うこと。
- 2-2 調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認すること。
- 2-3 落札後、機器設置に際して一次側設備に変更・追加が必要な場合には、必要書類を速やかに提出するとともに、当院担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連携を密にし、機器設置（導入）に係わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
- 2-4 取り付け及び付帯など二次側工事については、落札業者の負担とする。
- 2-5 入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院担当者に報告し自己の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
- 2-6 搬入、据付、調整、テスト稼働については、診療業務に支障をきたさないよう落札業者が当院担当者と協議の上、その指示を受けること。
- 2-7 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。又、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。

3. サービス体制・保守体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 3-1 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的サポートを行える体制を有すること。
- 3-2 通常使用による故障については、納入後1年間は無償補償に応じること。
- 3-3 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。

3-4 事故・問題が発生した場合は、当院へ速やかに報告し対応すること。

4. 導入に伴う稼働準備及び運用・教育体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

4-1 機器の納品検収後、当院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、その技術を習得できるよう十分な指導をすること。

4-2 機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院関係職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、当院担当者と協議すること。

5. その他

5-1 納入期限内に当院が指定した場所に設置し、安定した稼働が可能であること。

5-2 調達物品の規格、寸法等の仕様がわかるものを提出すること。

5-3 調達物品の取扱については、当院関係職員に対して十分な説明を行うこと。

5-4 日本語の取扱マニュアルを紙媒体または電子媒体にて提出すること。